（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和６年度 |
| 計画主体 | 真鶴町 |

真鶴町鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　担当部署名　産業観光課

所在地　真鶴町岩244番地の1

　　　　　　　　　　　電話番号　0465-68-1131（内線2155）

ＦＡＸ番号　0465-68-5119

　　　　　　　　　　　メールアドレス

san\_sangyoshinko@town.manazuru.kanagawa.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、カラス、ヒヨドリ |
| 計画期間 | 令和７年度～令和９年度 |
| 対象地域 | 真鶴町全域 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
| 品　目 | 被害数値 |
| ニホンザル  イノシシ  ハクビシン  カラス、ヒヨドリ  ニホンジカ  アナグマ  計 | 野菜、果樹  野菜、果樹  野菜、果樹  野菜、果樹  野菜、果樹 | 0.002ha　　 11千円  0.086ha　　　468千円  ―　 　　　0千円  0.173ha　　　942千円  0.001ha　 　 6千円  ― 　 　　　―  0.262ha　　1,427千円 |

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| ニホンザル  　Ｈ群については令和５年度に全頭捕獲が完了された。  Ｔ１群については、湯河原町から真鶴町真鶴地区にかけて行動している模様。真鶴町には過去に、住宅地や保育園近辺に出没することもあったため、人身被害が発生するおそれがある。  　Ｈ群がいなくなったことにより活動範囲が広がる可能性もあるため、注意が必要である。  イノシシ  　真鶴町岩地区において、年間を通じ出没している。農作物被害は、みかん、いも類、アシタバなどの食害のほか、畑を掘り起こす等の被害が多い。通学路上で目撃されるなど、人身被害が発生する可能性がある。豚熱の感染拡大により、捕獲数及び目撃数が減少したが令和５年度からまた報告が増加傾向にある。  ハクビシン  　ハクビシンによる被害は、全町域において年間を通じて発生している。農作物被害は少ないものの、民家周辺に出没するため、生活被害が発生している。出没頻度、捕獲頭数等は増加傾向である。 |

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和９年度） |
| 被害面積 | 0.262ha | 0.180ha |
| 被害金額 | 1,427千円 | ~~2,864~~980千円 |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | ニホンザルについては、被害報告や出没通報に基づき、町職員による追払い（エアガン、駆逐用煙火等）、鳥獣被害対策実施隊及び地元猟友会による組織的追払い（空砲、ゴム弾の使用）を実施。  ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ及びアナグマは、鳥獣被害対策実施隊及び地元猟友会において、わなを設置し、捕獲を行っている。  　カラス、ヒヨドリは、鳥獣被害対策実施隊及び地元猟友会において、銃器による追払い及び捕獲を計画的に実施している。 | 高齢化に伴い、捕獲機材を設置できるわな猟免許所持者や、銃器による追払い・捕獲を実施する銃猟免許所持者の減少により、活動規模が縮小している。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | イノシシによる農作物被害が、過去には約９割を占めている時期もあり、継続した対策が必要であるとの認識から、要望のあった農業者へ順次防護柵を設置している。 | 農業者及び鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により、防護柵の設置・維持管理が困難である。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 放任果樹園地の把握。 | 把握後の指導ができておらず、指導方法の確立が課題となっている。 |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 町内での鳥獣被害はニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ヒヨドリによるものが多く見受けられハクビシン及びアナグマに関しては、現状では被害は確認されていないが、近年、目撃情報や捕獲が報告されており、今後、被害の発生が懸念される。  　これらの追払い及び駆除を実施する銃器・わなの狩猟免許所持者が、高齢化により、今後、担い手不足になることが懸念されるため、狩猟者の確保、育成を進める。  　ニホンザルについては、駆逐用煙火、エアガン等を利用した追払いを中心に実施し、生活・人身被害や農作物被害の軽減に努める。  　イノシシ、ニホンジカについては、防護柵等の設置を推進し、防護対策を実施するとともに、捕獲体制の強化に努める。 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |  |
| --- | --- |
| 真鶴町職員 | 被害通報による追払い等の活動  有害鳥獣用わなの貸出し |
| JAかながわ西湘 | 被害通報による追払い等の活動  鳥獣被害による情報収集 |
| 猟友会湯河原支部 | 農作物被害を低減させることを目的としたわなの設置による有害鳥獣の捕獲  被害通報に基づく追払い等の活動 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | ニホンザルの追払い  生活・人身被害及び農作物被害を低減させることを目的とした有害鳥獣の捕獲 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | ニホンザル  イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  カラス、ヒヨドリ | ニホンザルについて、駆逐用煙火やエアガンによって追払いを行う。  イノシシ、ニホンジカについて、くくりわな、はこわな等による捕獲を実施する。  ハクビシン及びアナグマについて、町ではこわなを所有し、申請があった場合は貸出をする。  カラス、ヒヨドリについて、被害の発生状況に応じて銃器による追払いを行う。  若手農業者を中心に、わな及び銃器の狩猟免許取得を推進する。 |
| 令和８年度 | ニホンザル  イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  カラス、ヒヨドリ | ニホンザルについて、駆逐用煙火やエアガンによって追払いを行う。  イノシシ、ニホンジカについて、くくりわな、はこわな等による捕獲を実施する。  ハクビシン及びアナグマについて、町ではこわなを所有し、申請があった場合は貸出をする。  カラス、ヒヨドリについて、被害の発生状況に応じて銃器による追払いを行う。  若手農業者を中心に、わな及び銃器の狩猟免許取得を推進する。 |
| 令和９年度 | ニホンザル  イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  カラス、ヒヨドリ | ニホンザルについて、駆逐用煙火やエアガンによって追払いを行う。  イノシシ、ニホンジカについて、くくりわな、はこわな等による捕獲を実施する。  ハクビシン及びアナグマについて、町ではこわなを所有し、申請があった場合は貸出をする。  カラス、ヒヨドリについて、被害の発生状況に応じて銃器による追払いを行う。  若手農業者を中心に、わな及び銃器の狩猟免許取得を推進する。 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| ニホンザル  　神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画により捕獲頭数を設定する。  ニホンジカ  神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画により捕獲頭数を設定する。  イノシシ、ハクビシン、アナグマ  　出没状況や被害状況に応じて捕獲頭数を設定する。  カラス、ヒヨドリ  　出没状況や被害状況に応じて捕獲頭数を設定する。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ニホンザル（※1） | （５頭） | （５頭） | （５頭） |
| イノシシ | 45頭 | 45頭 | 45頭 |
| ハクビシン | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| アナグマ | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| カラス、ヒヨドリ | ５羽 | ５羽 | ５羽 |
| ニホンジカ（※2） | （５頭） | （５頭） | （５頭） |

|  |
| --- |
| 捕獲等の取組内容 |
| ニホンザルについては、駆逐用煙火やエアガン等を利用した追払いを実施していく。  　わな、銃器を用いてイノシシ及びニホンジカの捕獲を実施し、被害の発生を抑える。  　銃器を用いてカラス、ヒヨドリの捕獲を実施し、被害の発生を抑える。  　ハクビシン及びアナグマについては、檻の貸出を行い捕獲に努める。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| イノシシ、カラス、ヒヨドリ、ニホンジカについては、射程距離の長いライフル銃を使用した捕獲を実施する。  　ライフル銃を使用した捕獲は、年間を通じ実施するものであり、真鶴町岩地区で実施するものとする。 |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当無し | 該当無し |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシ  ニホンジカ | 岩地区  600m  ワイヤーメッシュ柵 | 岩地区  600m  ワイヤーメッシュ柵 | 岩地区  600m  ワイヤーメッシュ柵 |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシ  ニホンジカ | 上記４（１）の取組みに対する修繕補助 | 上記４（１）の取組みに対する修繕補助 | 上記４（１）の取組みに対する修繕補助 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | ニホンザル  イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  カラス、ヒヨドリ | 防護柵の設置を推進する。  　放任果樹、廃棄農作物の撤去、緩衝帯の整備等、鳥獣を誘引しないための注意喚起を行う。 |
| 令和８年度 | ニホンザル  イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  カラス、ヒヨドリ | 防護柵の設置を推進する。  　放任果樹、廃棄農作物の撤去、緩衝帯の整備等、鳥獣を誘引しないための注意喚起を行う。 |
| 令和９年度 | ニホンザル  イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  カラス、ヒヨドリ | 防護柵の設置を推進する。  　放任果樹、廃棄農作物の撤去、緩衝帯の整備等、鳥獣を誘引しないための注意喚起を行う。 |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 真鶴町 | 現地調査、住民への注意喚起、捕殺依頼 |
| 猟友会湯河原方面支部 | パトロール、捕殺 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | パトロール、捕殺 |
| 神奈川県警小田原警察署 | 緊急対応 |
| 県西地域県政総合センター  環境部環境調整課 | 情報の共有 |
| その他関係機関 | パトロール等の協力、緊急対応 |

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 町民等　　　真鶴町産業観光課　　　鳥獣被害対策実施隊  （出没情報） （捕獲、駆除等要請）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 小田原市警察署・湯河原消防署  　　　　　　　　　　　　　　　　　　（緊急時出動要請）  　　　　　　　　　　　　　　　　　 　県西地域県政総合センター環境部環境調整課  　　　　　　　　　　　　　　　　　　（情報の共有） |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン及びアナグマ等の有害鳥獣については捕獲後、埋設又は焼却処分（湯河原美化センター）を行う。イノシシについては可能な限り捕獲実施者等による自家消費を行い、有効活用する。  　ニホンザルについては捕獲後、神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、麻酔薬投与または銃器によるとめ刺し等で苦痛を与えない方法での殺処分を行う。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 現状において利用等の実績はない。 |
| ペットフード | 現状において利用等の実績はない。 |
| 皮革 | 現状において利用等の実績はない。 |
| その他  （油脂、骨製品、角  製品、動物園等で  のと体給餌、学術  研究等） | 現状において利用等の実績はない。 |

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 整備の計画はない。 |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 人材育成の取組の計画はない。 |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 真鶴町鳥獣対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 真鶴町 | 事務局、被害への対応 |
| 猟友会湯河原方面支部 | 定期的な追払いの実施 |
| JAかながわ西湘 | 農作物被害報告の収集、被害防止対策支援 |
| 真鶴町農業委員会 | 情報提供、情報の周知、被害対策の実施 |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ | 被害状況集計、情報提供 |
| 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター） | 対策提案、対策指導、技術支援、情報提供 |
| 神奈川県県西地域県政総合センター  環境部　環境調整課 | 被害状況集計、情報提供 |
| 神奈川県県西地域県政総合センター  農政部　地域農政推進課 | 被害対策指導、調査研究、情報提供等 |
| 神奈川県農業技術センター足柄地区事務所 | 被害対策指導、調査研究、情報提供等 |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 平成26年12月に鳥獣被害対策実施隊を設置  構成員は町職員及び対象鳥獣捕獲員（猟友会員等）とし、対象鳥獣の捕獲、被害防止策の普及啓発等、被害対策について取組を進めていく。令和６年度現在：実施隊員７名（隊長１名、副隊長なし、隊員６名） |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 特記事項無し。 |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| この計画に記載した事項以外の捕獲・被害防止方法について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討・実施する。 |